

資 料

(国民生活に関連したその他の事項)

目 次

・ 国民生活に関連したその他の事項	1
・ エンジェル税制	2
・ エンジェル税制の改正	3
・ 生命保険料控除・個人年金保険料控除	4
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）	5
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	6
・ 居住用財産の買換え特例制度	7
・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除	8
・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度	9
・ 居住用財産の譲渡所得に関する課税関係	10
・ 住宅ローン減税制度の概要	11
・ 住宅ローン減税制度	12
・ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度	13
・ 土地譲渡益課税制度の概要	14
・ 市民緑地、都市公園、市民農園の比較	15
・ 税制における子育て支援のあり方	16
・ 所得控除・税額控除の効果（イメージ）	17

・ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業の概要	18
・ 医療費控除の概要	19
・ 電子政府が目指す社会	20
・ 寄付金控除（所得税）	21
・ 確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係	22
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	23

○金融証券関係

- ・エンジェル税制
- ・生命保険料控除

○住宅・土地関係

- ・居住用財産の買換え等に係る特例
- ・住宅の取得・改修の支援
- ・土地の譲渡所得等に係る各種特例
- ・市民緑地の相続税評価

○少子化・家族関係

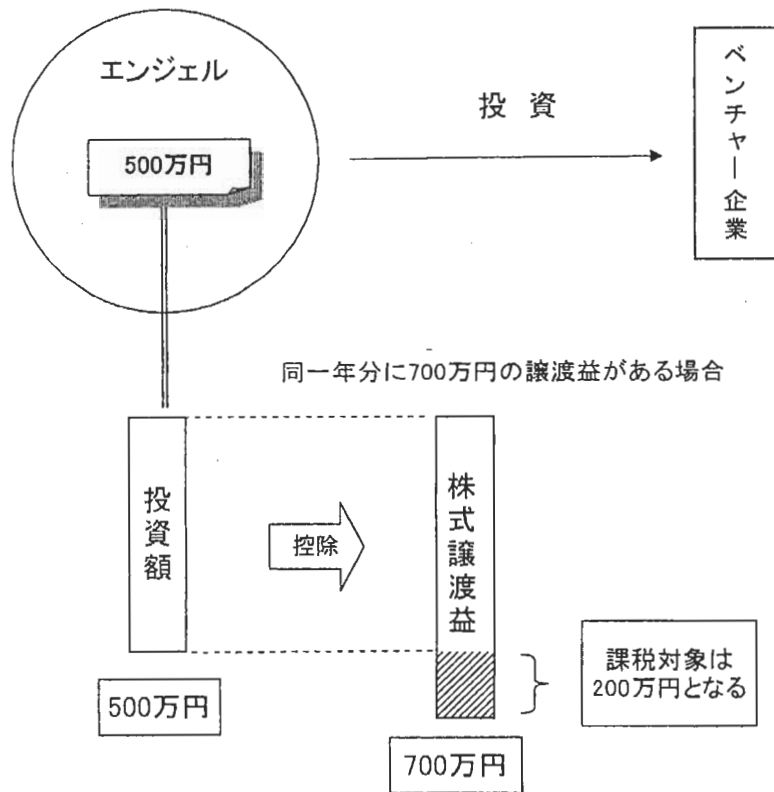
- ・所得控除
- ・税額控除

○その他

- ・電子政府の推進
- ・寄附金税制
- ・年金税制

エンジェル税制

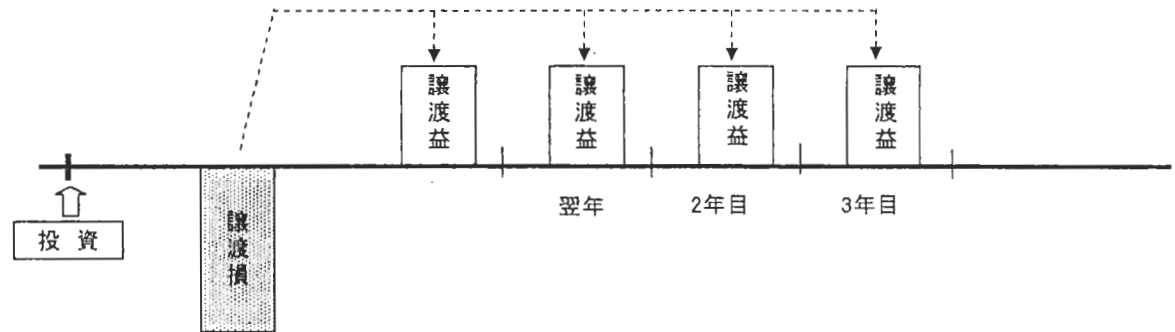
1、投資段階の優遇（平成15年度改正）



※ 取得した特定中小会社の株式の取得価額は、上記控除額をその取得に要した額から差し引いた額とする

特定中小会社への投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除

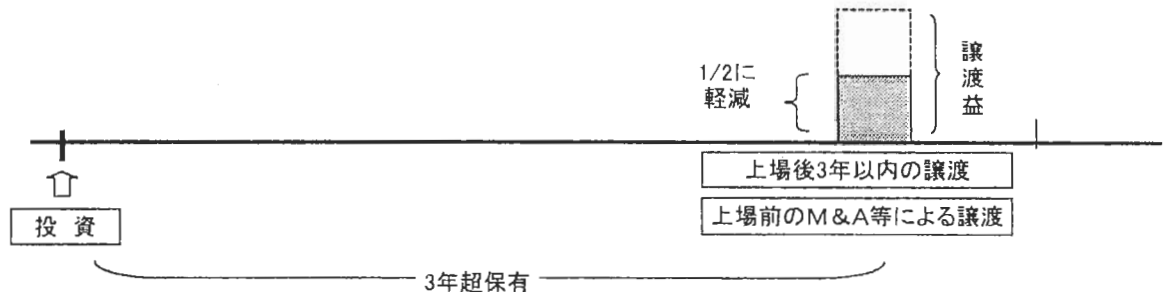
2、ベンチャー企業が事業に失敗し、損失が生じた場合の優遇（平成9年度改正）



上場等の前に譲渡等による損失が生じたときは、翌年以後3年間の繰越控除

3、事業が成功した場合の優遇（平成12年度改正）

（適用期限）平成19年3月31日までに取得した株式について適用



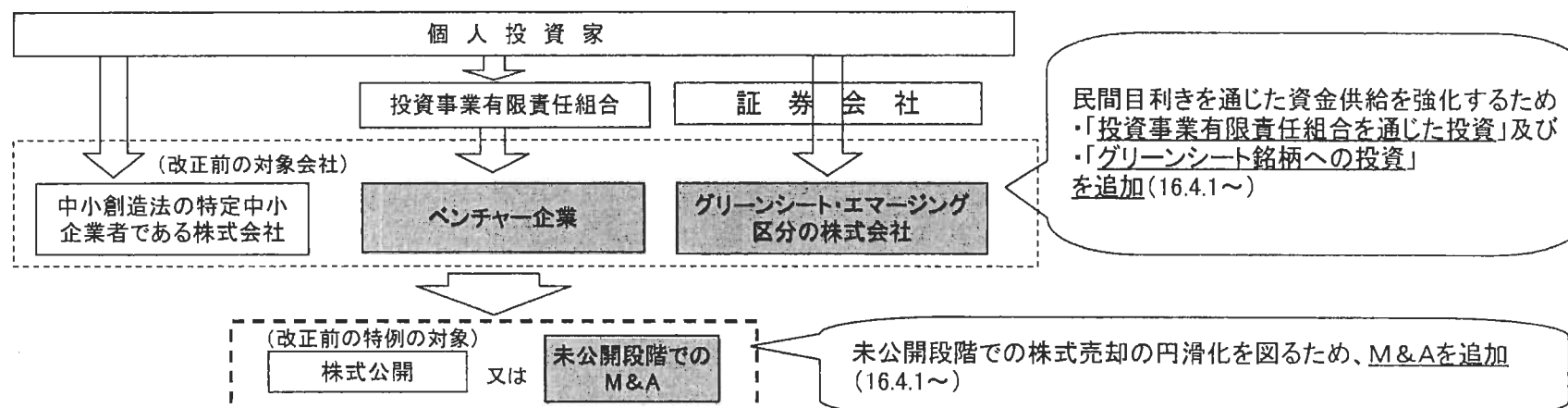
譲渡の日において3年超保有していた特定株式を、上場後3年以内又は上場前のM&A等により譲渡したときは、その譲渡益（税負担）を2分の1に軽減

エンジェル税制の改正

【平成15年度改正】

ベンチャー企業への投資を同一年分の株式譲渡益から控除できる制度を創設

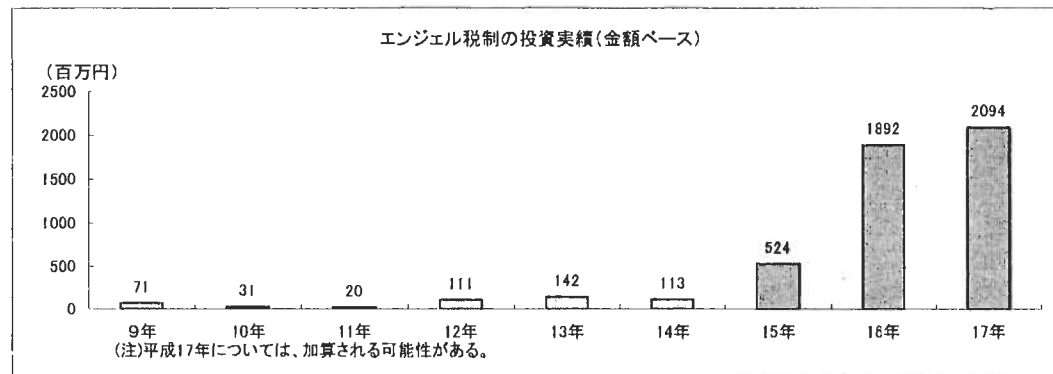
【平成16年度改正】



【平成17年度改正】

対象となるベンチャー企業に特定地域再生事業会社を追加

【エンジェル税制の実績】



- 今後の論点
- ・対象企業の範囲
 - ・対象企業の認定手続
 - ・繰越控除の対象
- 等

生命保険料控除・個人年金保険料控除

＜制度の概要＞

生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合には、その支払保険料の額に応じて、それぞれ最高50,000円が「生命保険料控除」(昭和26年創設)又は「個人年金保険料控除」(昭和59年創設)として、所得控除できる。

生命保険料控除額の具体的な計算方法	生命保険料(A)又は個人年金保険料(B)の金額	控除額の計算式	①生命保険料	②個人年金保険料	控除額
	25,000円以下	(A)又は(B)の全額	(A)の金額を左の計算式に当てはめて計算した金額 (最高50,000円)	(B)の金額を左の計算式に当てはめて計算した金額 (最高50,000円)	計(①+②) (最高100,000円)
	25,001円から50,000円まで	(A)又は(B)×1/2+12,500円			
	50,001円から100,000円まで	(A)又は(B)×1/4+25,000円			
	100,001円以上	一律に50,000円			

(生命保険料控除)

	区 分	納税者数	生命保険料控除	適用割合
	平成 年	万人	万人	%
民間給与所得者	12	3,548	3,023	85. 2
	13	3,597	2,963	82. 4
	14	3,547	2,906	81. 9
	15	3,489	2,844	81. 5
	16	3,496	2,805	80. 2
申告所得者	12	727	610	83. 9
	13	708	596	84. 2
	14	687	571	83. 1
	15	693	574	82. 8
	16	744	605	81. 3

(個人年金保険料控除)

	区 分	納税者数	個人年金保険料控除	適用割合
	平成 年	万人	万人	%
民間給与所得者	12	3,548	717	20. 2
	13	3,597	694	19. 3
	14	3,547	663	18. 7
	15	3,489	619	17. 7
	16	3,496	592	16. 9
申告所得者	12	727	110	15. 1
	13	708	102	14. 5
	14	687	96	14. 0
	15	693	97	14. 0
	16	744	95	12. 8

(注)1. 民間給与所得者は、国税庁「民間給与の実態」における年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者)による。

2. 申告所得者は、国税庁「申告所得税の実態」による。

3. 生命保険料控除及び個人年金保険料控除による減収額は2,620億円(平成18年度ベース)である。

第三 その他の課題

一 金融・証券税制

金融資産性所得に対する課税に関しては、「貯蓄から投資へ」という政策要請を受け、貯蓄優遇税制や株式等譲渡益課税の見直しが相次いで進められてきた。平成 15 年度税制改正では、上場株式等の配当及び譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金に対して、利子と同じ 20%の税率で課税を行うことを基本としつつ、従来の優遇措置を整理の上、今後 5 年間については上記税率を 10%に軽減する措置が講じられた。また、申告不要制度の導入など投資家利便にも配慮された。こうした改正を踏まえ、今後は中長期的に安定した税制の構築を目指し、幅広い観点から検討を続けていく必要がある。また、生損保控除や財形貯蓄といった残された貯蓄優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
〔政府税制調査会〕

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

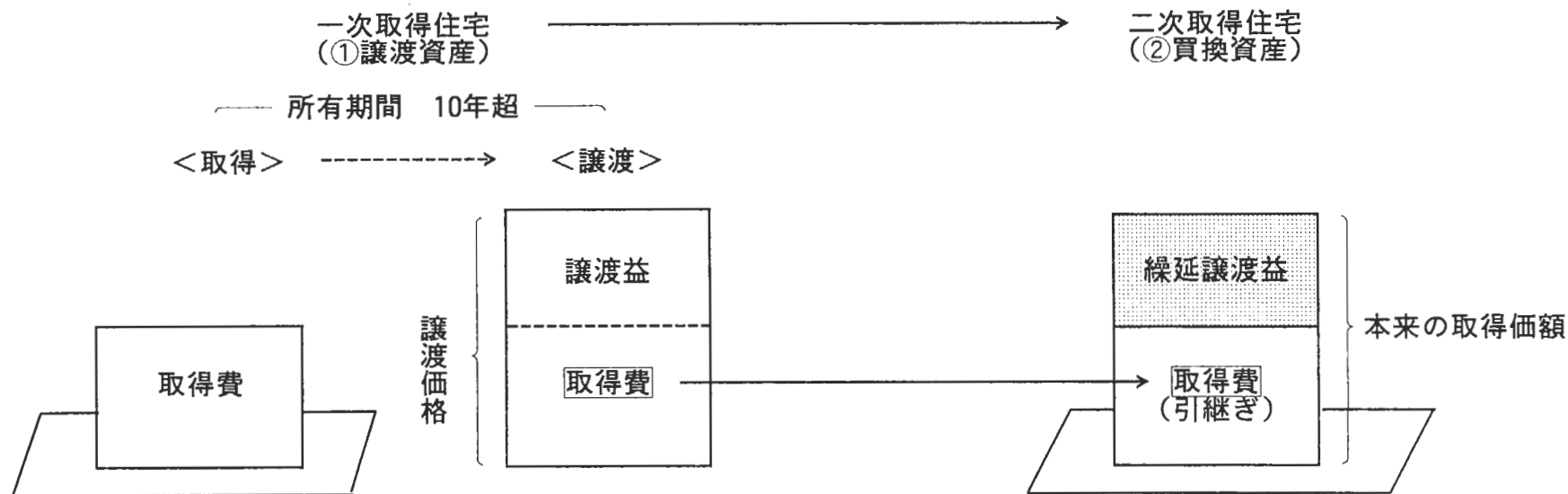
(2) 諸控除の見直し

④ 政策的措置としての控除

生損保控除や住宅ローン控除など、特定の政策目的のために控除が設けられており、税制の歪みを助長し、更には空洞化の一要因となっている。

今般、人的控除などの税制の基本構造に関わる部分についても、課税ベース拡大という視点から廃止、縮減の方向を検討する以上、政策的措置としての控除については、より厳しくその妥当性を吟味の上、廃止を含め見直す必要がある。

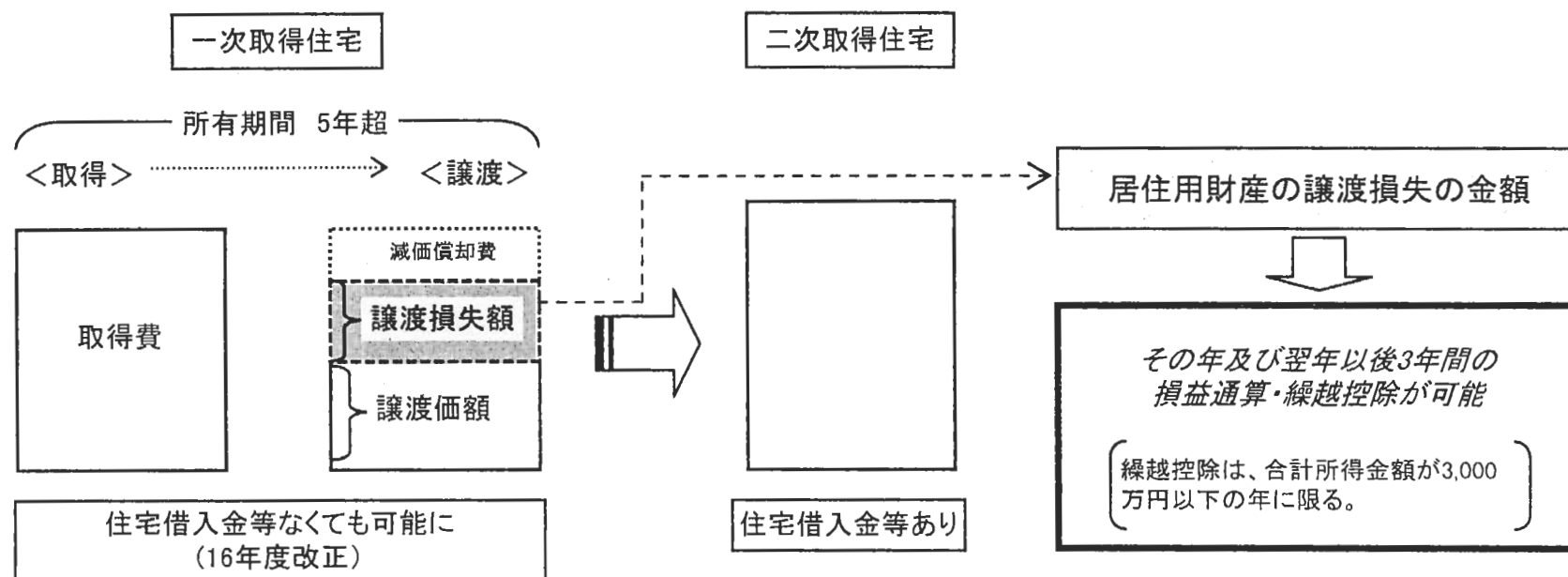
居 住 用 財 産 の 買 換 え 特 例 制 度



〔主な要件〕

①譲渡資産	所有期間が10年超の居住用家屋及びその敷地等
②買換資産	イ 居住用家屋（床面積50㎡以上 280㎡以下）及びその敷地（面積 500㎡以下）
	ロ 既存住宅である耐火建築物の場合 築後経過年数が25年以内又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準若しくはこれに準ずるものに適合する一定のもの
	ハ 譲渡日の前年の1月1日から譲渡年の12月31日までの間に取得をして、取得日から譲渡日の翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであること
③適用期限	平成5年4月1日～平成18年12月31日

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除

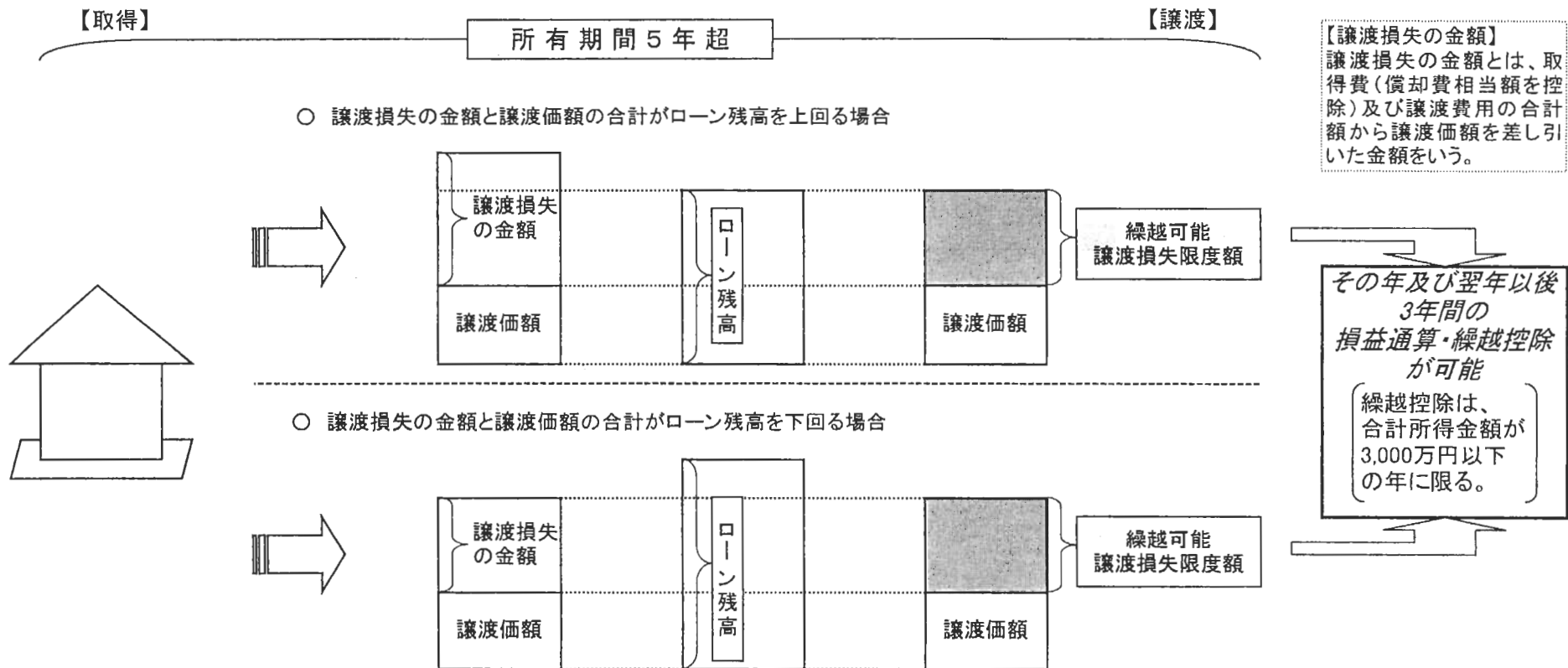


〔主要要件〕

①譲渡資産	所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
住宅借入金等	要件なし
②買換資産	イ 居住用家屋(床面積50㎡以上)及びその敷地 ロ 譲渡年の前年1月1日から翌年12月31日までの間に取得をして、取得日からその翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであること
住宅借入金等	繰越控除の適用年の年末において買換資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
③敷地に係る譲渡損失の金額	500㎡超の敷地に対応する部分の譲渡損失の金額は繰越控除の対象とならない。
④住宅ローン減税との関係(所得税)	買換資産について住宅ローン減税を適用することができる。
⑤所得要件	繰越控除は合計所得金額3,000万円以下の年に限る。
⑥適用期限	平成10年1月1日～平成18年12月31日

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度

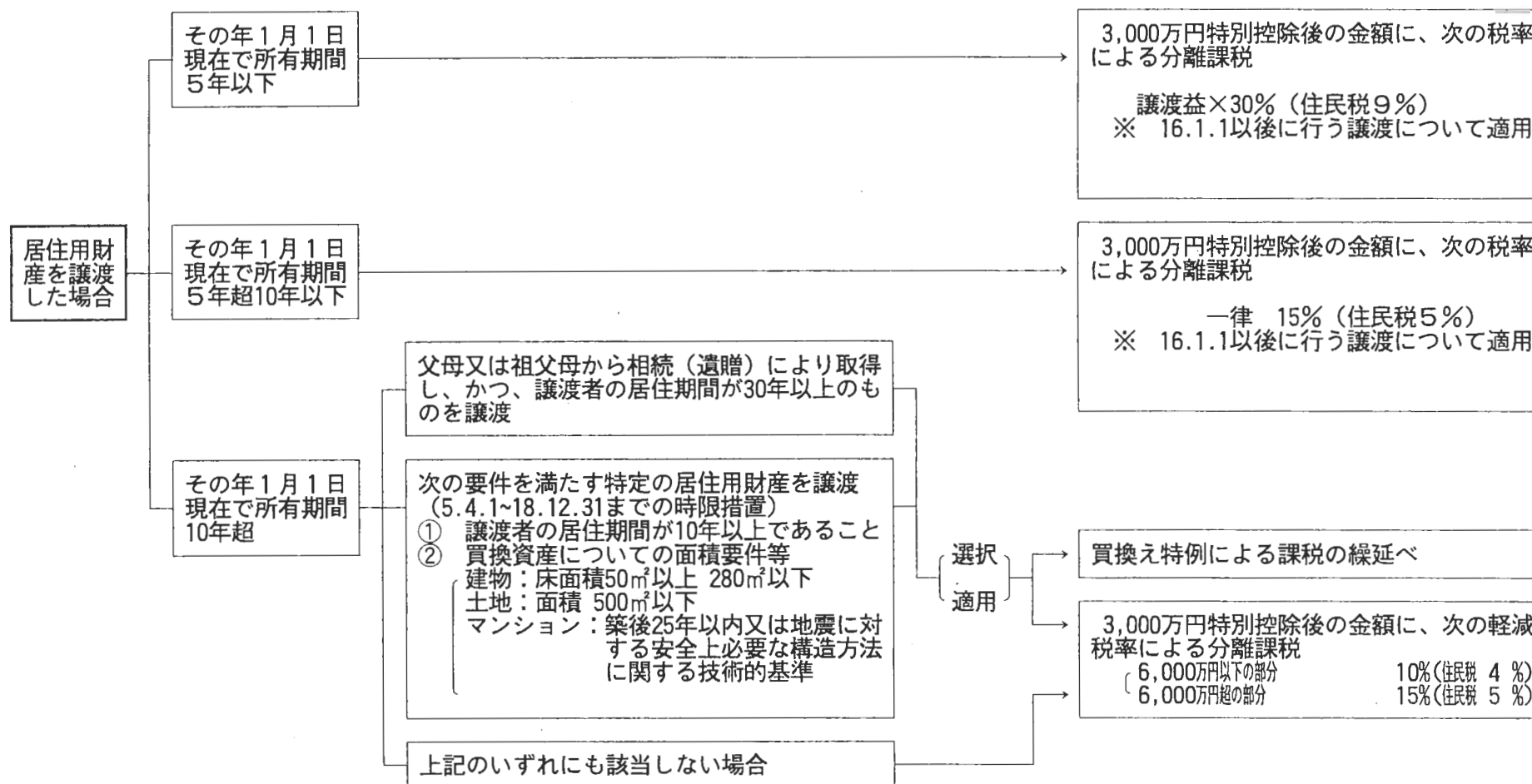
居住用財産の譲渡損失の金額のうち、譲渡資産に係る住宅ローンの残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として譲渡損失の繰越控除を認める制度



【主な要件】

①譲渡資産	所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
住宅借入金等	譲渡に係る契約を締結した日の前日において譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
②譲渡資産に係る譲渡損失の金額	対象となる損失の金額は譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から譲渡資産の対価の額を控除した残額が限度となる。
③所得要件	繰越控除は合計所得金額3,000万円以下の年に限る。
④適用期限	16年1月1日～18年12月31日

居住用財産の譲渡所得に関する課税関係



（注）居住用財産とは、現に居住の用に供している家屋又はその家屋とともに譲渡される敷地（土地又は借地権）をいう。

- （備考）1. 居住用財産を買い換えた場合において譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌年以後3年間の繰越控除が認められる（10.1.1～18.12.31までの期間内に譲渡した場合）。
 2. 居住用財産を譲渡した場合において譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅ローンの残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、その譲渡損失の金額についてその年の翌年以後3年間の繰越控除を認める制度を創設する（16.1.1～18.12.31までの期間内に譲渡した場合）。

住 宅 ロ ー ン 減 税 制 度 の 概 要

項 目	制 度 の 概 要																																																						
1. 控除対象借入金等の額	次の(1)から(3)までのための借入金等(償還期間10年以上)の年末残高 (1) 住宅の新築・取得 (2) 住宅の取得とともにする敷地の取得 (3) 一定の増改築等																																																						
2. 対象住宅等	(主として居住の用に供する) (1) 住宅の新築・・・床面積50㎡以上 (2) 新築住宅の取得・・・床面積50㎡以上 (3) 既存住宅の取得・・・①床面積50㎡以上 ②築後20年以内(耐火建築物は築後25年以内)又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合すること (4) 増改築等・・・床面積50㎡以上																																																						
3. 控除期間	平成16年～平成20年居住分 10年間																																																						
4. 控除額 (税額控除) (借入金等の年末残高×控除率)	<table><tr><th></th><th>借入金等の年末 残高の限度額</th><th>適用年</th><th>控除率</th><th>最高</th><th>適用年</th><th>控除率</th><th>最高</th><th>合計</th></tr><tr><td>平成16年居住分</td><td>5,000万円</td><td>1～10年目</td><td>1.0%</td><td>50万円</td><td></td><td></td><td></td><td>500万円</td></tr><tr><td>平成17年居住分</td><td>4,000万円</td><td>1～8年目</td><td>1.0%</td><td>40万円</td><td>9・10年目</td><td>0.5%</td><td>20万円</td><td>360万円</td></tr><tr><td>平成18年居住分</td><td>3,000万円</td><td>1～7年目</td><td>1.0%</td><td>30万円</td><td>8～10年目</td><td>0.5%</td><td>15万円</td><td>255万円</td></tr><tr><td>平成19年居住分</td><td>2,500万円</td><td>1～6年目</td><td>1.0%</td><td>25万円</td><td>7～10年目</td><td>0.5%</td><td>12.5万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>平成20年居住分</td><td>2,000万円</td><td>1～6年目</td><td>1.0%</td><td>20万円</td><td>7～10年目</td><td>0.5%</td><td>10万円</td><td>160万円</td></tr></table>		借入金等の年末 残高の限度額	適用年	控除率	最高	適用年	控除率	最高	合計	平成16年居住分	5,000万円	1～10年目	1.0%	50万円				500万円	平成17年居住分	4,000万円	1～8年目	1.0%	40万円	9・10年目	0.5%	20万円	360万円	平成18年居住分	3,000万円	1～7年目	1.0%	30万円	8～10年目	0.5%	15万円	255万円	平成19年居住分	2,500万円	1～6年目	1.0%	25万円	7～10年目	0.5%	12.5万円	200万円	平成20年居住分	2,000万円	1～6年目	1.0%	20万円	7～10年目	0.5%	10万円	160万円
	借入金等の年末 残高の限度額	適用年	控除率	最高	適用年	控除率	最高	合計																																															
平成16年居住分	5,000万円	1～10年目	1.0%	50万円				500万円																																															
平成17年居住分	4,000万円	1～8年目	1.0%	40万円	9・10年目	0.5%	20万円	360万円																																															
平成18年居住分	3,000万円	1～7年目	1.0%	30万円	8～10年目	0.5%	15万円	255万円																																															
平成19年居住分	2,500万円	1～6年目	1.0%	25万円	7～10年目	0.5%	12.5万円	200万円																																															
平成20年居住分	2,000万円	1～6年目	1.0%	20万円	7～10年目	0.5%	10万円	160万円																																															
5. 所得要件	合計所得金額 3,000万円以下																																																						
6. 適用期限	平成20年12月31日																																																						
7. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度との併用可〔適用期限：平成18年12月31日〕																																																							

住宅ローン減税制度

平成16年居住分

(ローン残高) 1～10年目 1.0%
～5,000万円

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	年目
50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	

(単位：万円)

最高控除額 500万円

平成17年居住分

(ローン残高) 1～8年目 1.0%
～4,000万円 9・10年目 0.5%

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	年目
40	40	40	40	40	40	40	40	20	20	

(単位：万円)

最高控除額 360万円

平成18年居住分

(ローン残高) 1～7年目 1.0%
～3,000万円 8～10年目 0.5%

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	年目
30	30	30	30	30	30	30	15	15	15	

(単位：万円)

最高控除額 255万円

平成19年居住分

(ローン残高) 1～6年目 1.0%
～2,500万円 7～10年目 0.5%

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	年目
25	25	25	25	25	25	12.5	12.5	12.5	12.5	

(単位：万円)

最高控除額 200万円

平成20年居住分

(ローン残高) 1～6年目 1.0%
～2,000万円 7～10年目 0.5%

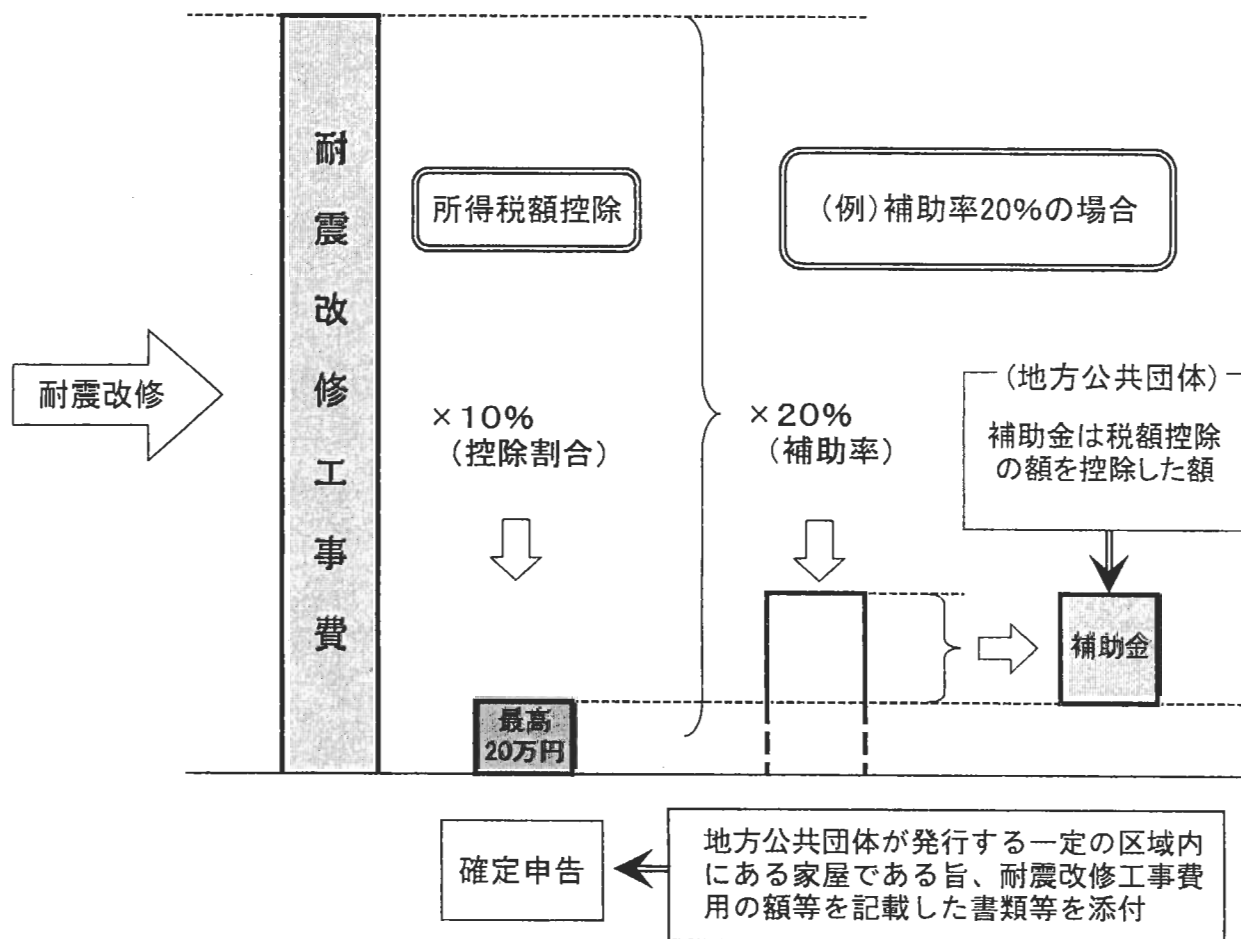
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	年目
20	20	20	20	20	20	10	10	10	10	

(単位：万円)

最高控除額 160万円

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度

(平成18年4月1日から平成20年12月31日までの措置)



土地譲渡益課税制度の概要

【個人の場合】

○ 譲渡益に対する課税

5 年 以 内	5 年 超	10 年 超
譲渡益×30%（住民税9%）	〔基本的な課税〕 一律15%（住民税5%） （適用期限なし） 〔特例措置〕 ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例 2,000万円以下の部分・・・10%（住民税4%） 2,000万円超の部分・・・15%（住民税5%） （平成20年12月31日まで）	〔特例措置〕 ○居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例 6,000万円以下の部分・・・10%（住民税4%） 6,000万円超の部分・・・15%（住民税5%） ○相続等により取得した居住用財産の買換え等の特例 ○特定の居住用財産の買換え等の特例 （平成18年12月31日まで）

○ 譲渡損の取扱い

損 益 通 算
土地建物等の譲渡による所得 以外の所得との通算は不可 〔ただし、特定の居住用財産の譲渡 損失は他の所得と損益通算可能〕

○ 特別控除・課税の繰延べ措置

軽減税率との重複適用不可

◎ 収用等のための譲渡	5,000万円
◎ 特定の土地区画整理事業等のための譲渡	2,000万円
◎ 特定住宅地造成事業等のための譲渡	1,500万円
◎ 農地保有合理化等のための譲渡	800万円
◎ 居住用財産の譲渡	3,000万円
◎ 収用交換等により代替資産を取得した場合の課税の特例 等	

【法人の場合】

- 法人の土地譲渡益については、その年の1月1日における所有期間が5年以内のものは10%、5年超のものは5%を通常の法人税額に追加して課税する。
ただし、平成20年12月31日までの間適用停止
- 特別控除・課税の繰延べ措置については、個人と同様の制度がある。

市民緑地、都市公園、市民農園の比較

	市民緑地	都市公園	市民農園	特定市民農園
制度の根拠	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	都市公園法(昭和31年法律第79号)	市民農園整備促進法 (平成2年法律第44号) 特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)	「特定市民農園の整備の推進について」(平成6年12月20日農林水産省構造改善局長、建設省都市局長通知)
概要	土地所有者などが地方公共団体と契約し、一般に公開する緑地や緑化施設	国や地方公共団体が土地所有者から土地を借入れ、都市計画区域において都市計画に基づき設置する公園や緑地など	地方公共団体が農地所有者から農地を借入れ、レクリエーションや自家用農産物の栽培などの目的で利用できるよう、一般に公開する農園	市民農園のうち、一定の要件を満たすものとして農林水産大臣等から認定書の交付を受けた市民農園
評価減の割合	路線価等の2割減	路線価等の4割減	路線価等の2割減	路線価等の3割減
評価減の 主な要件	(1)都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地であること (2)賃貸契約に以下の定めがあること ①貸付期間が20年以上 ②正当事由がない限り貸付けを更新 ③所有者は、貸付けの期間の中途において正当な事由がない限り土地の返還を求めることはできないこと (3)相続等があった場合において相続人等の継続貸付けの同意があること	都市公園法第2条第1項第1号に規定する公園又は緑地(堅固な公園施設が設置されているもので、面積が500㎡以上あるものに限る。)の用に供されている土地として貸し付けられているもので、以下の要件を満たすもの (1)賃貸契約に以下の定めがあること ①貸付期間が20年以上 ②正当事由がない限り貸付けを更新 ③所有者は、貸付けの期間の中途において正当な事由がない限り土地の返還を求めることはできないこと (2)相続等があった場合において相続人等の継続貸付けの同意があること	(1)地方自治法第244条の2の規定により条例で設置される市民農園であること (2)賃貸契約に以下の定めがあり、かつ、相続税及び贈与税の課税時期後において引き続き市民農園として貸し付けられること ①貸付期間が20年以上 ②正当理由がない限り貸付けを更新 ③所有者は、貸付けの期間の中途において正当な事由がない限り土地の返還を求めることはできないこと	市民農園の要件に加え、次の各基準のいずれにも該当するもの (1)地方公共団体が設置する市民農園整備促進法第2条第2項の市民農園であること (2)当該市民農園の区域内に設けられる施設が、市民農園施設のみ (3)当該市民農園の区域内に設けられる建築物の建築面積の総計が、当該市民農園の敷地面積の100分の12以下 (4)当該市民農園の敷地面積が500㎡以上 (5)市民農園の開設者である地方公共団体が、当該市民農園を公益上特別の必要がある場合その他正当な事由なく廃止等しないこと
相続税評価減の根拠	平成7年9月25日「資産評価企画官情報」	平成4年4月22日国税庁通達(課評2-4、課資2-122)	平成4年11月20日「資産評価企画官情報」	平成6年12月19日国税庁通達(課評2-15、課資2-212)

税制における子育て支援のあり方

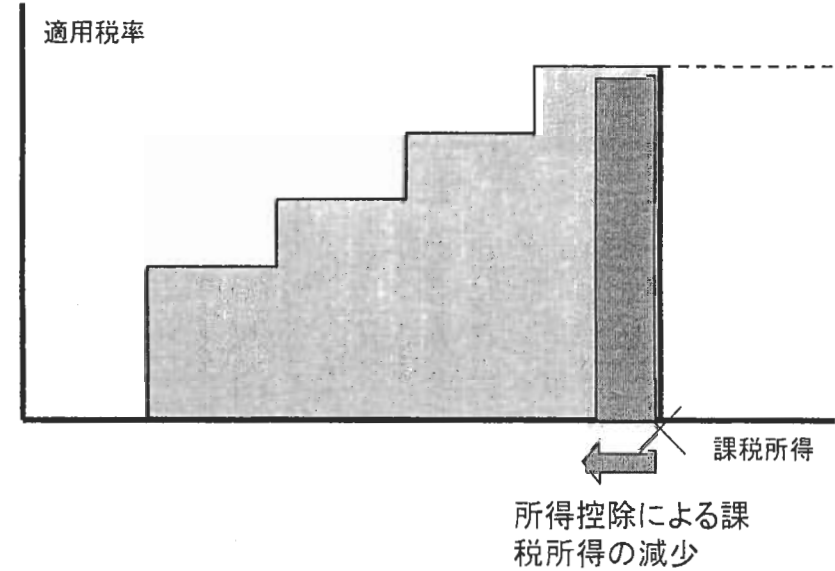
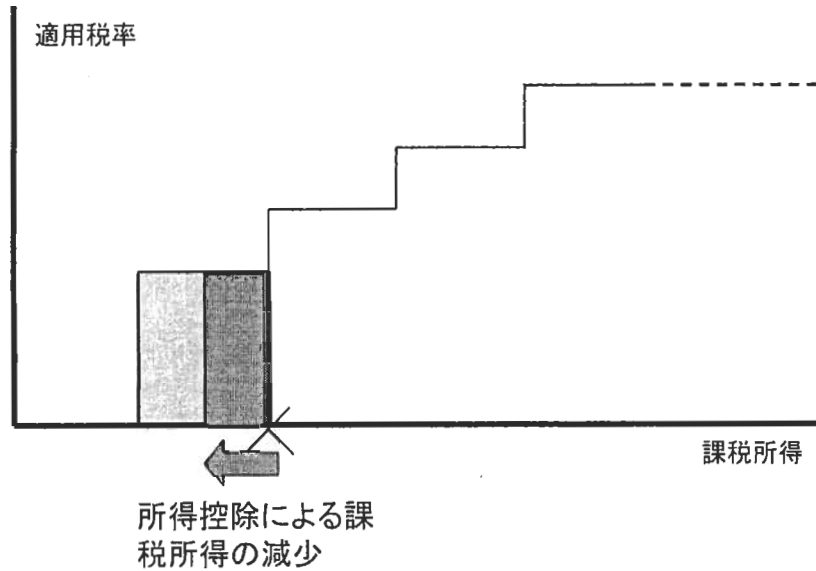
		考 え 方	現 行 制 度	留 意 点
税 制	所得 控除	扶養者の担税力の減殺に 配慮	子供 1 人につき 38 万円控除 (16 歳以上 23 歳未満の子供 は 63 万円控除)	・ 所得水準によって負担軽減効果が異なる (高所得者ほど負担軽減効果が大きくなる)
	税額 控除	子育て世帯への財政支援	—	・ 基本的に負担軽減効果は同等 ・ ただし、税額が税額控除額を下回る場合は、負担軽減効果は限定的 また、非納税者には負担軽減効果が及ばない
予 算	(参 考) 手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・ 第 1 子・第 2 子 60,000 円／年 ・ 第 3 子以上 120,000 円／年 (小学校修了まで支給 所得制限あり)	・ 基本的には税額控除の負担軽減効果と同じ。ただし、上記のただし書にあるような税額の多寡による影響は受けない ・ 政府が広く給付を行うこととなるため、政府の規模が拡大する

所得控除・税額控除の効果(イメージ)

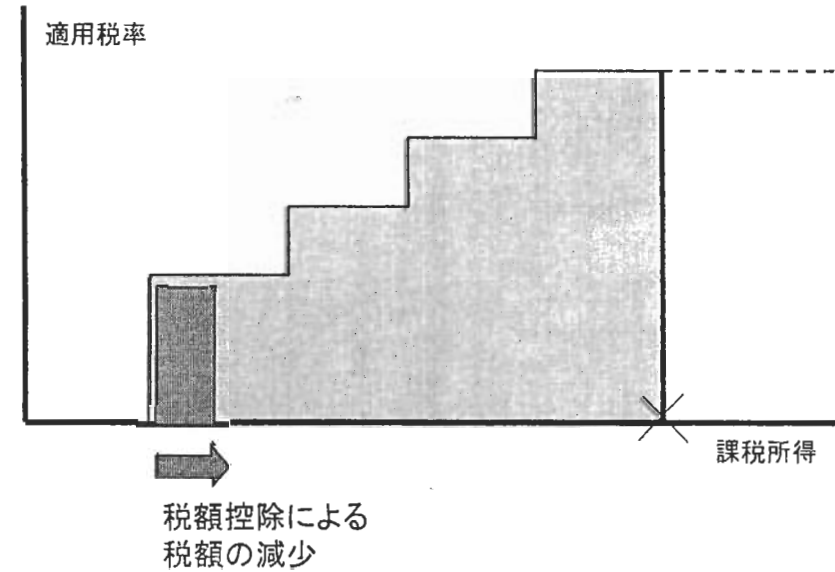
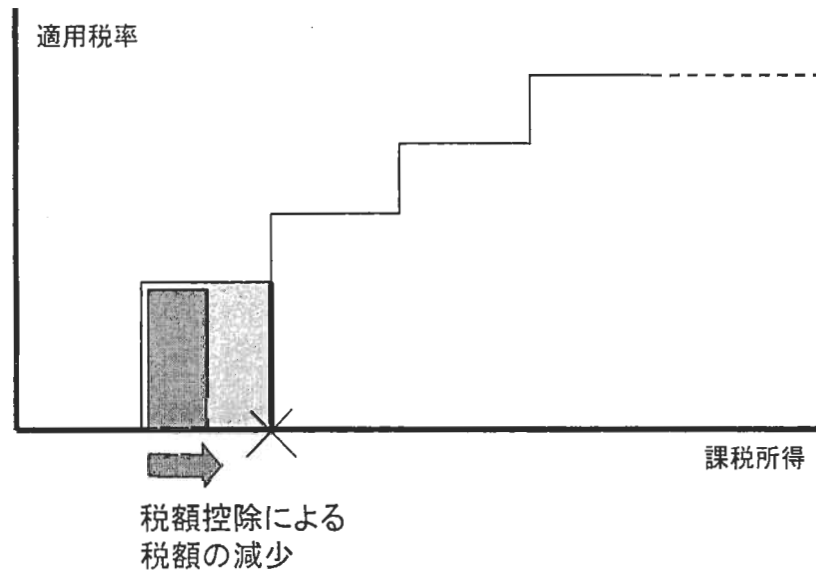
低所得者

高所得者

所得控除



税額控除



独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業の概要

区 分		無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
対 象 学 種		大 学 ・ 短 大 ・ 高 専 ・ 大 学 院 ・ 専 修 学 校 専 門 課 程 ※高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管	大 学 ・ 短 大 ・ 高 専（4・5年生）・ 大 学 院 ・ 専 修 学 校 専 門 課 程
貸 与 月 額		定 額 （私立大学自宅外通学の場合） 6 . 4 万 円	学 生 が 選 択 （大学の場合）3 、 5 、 8 、 1 0 万 円
貸 与 基 準	学 力	① 高 校 成 績 が 3 . 5 以 上 ② 大 学 成 績 が 学 部 内 に お い て 1 / 3 以 内	① 平 均 以 上 の 成 績 の 学 生 ② 特 定 の 分 野 に お い て 特 に 優 秀 な 能 力 を 有 す る と 認 め ら れ る 学 生 ③ 勉 学 意 欲 の あ る 学 生
	家 計	9 9 7 万 円 以 下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	1 , 3 4 3 万 円 以 下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法		卒 業 後 2 0 年 以 内	卒 業 後 2 0 年 以 内（元利均等返還）
貸 与 利 率		無 利 子	1 . 2 %（上限3%）（在学中は無利子） （11月9日現在）
貸 与 人 員		4 6 万 人（18年度予算）	6 3 . 1 万 人（18年度予算）

医療費控除の概要

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の金額が「医療費控除」として所得控除できる。

(——適用下限額)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10 万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{最高限度額} \\ 200 \text{ 万円} \end{array} \right] \end{array}$$

(注)控除対象とされる医療費の範囲(所令 207)

- (イ)医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- (ロ)治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- (ハ)病院、診療所、又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- (ニ)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価
- (ホ)保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価
- (ヘ)助産師による分べんの介助の対価

電子政府が目指す社会

(背景)

IT革命の進展

情報通信技術(IT)の飛躍的
発展とインターネットの爆発
的普及

ITを活用した社会経済
構造改革

<IT戦略>

・5年以内に世界最先端のIT国家
(e-Japan戦略)

・いつでも、どこでも、誰でもITの
恩恵を実感できる社会の実現(IT
新改革戦略)

○ITIによる医療の構造改革

○世界一便利で効率的な電子行政

○世界一安心できるIT社会 など

- ・家庭や職場がインターネットで政府、地方公共団体に直結
- ・便利で、簡素・効率的かつ透明な政府を実現

行政情報のインターネット公開、
利用促進

- ・ 法令、白書などの行政情報をインターネッ
トで提供
- ・ 行政情報にインターネットで一元的にアク
セスできる電子政府の総合窓口を開設

行政運営の透明性の向上

自宅や事務所などから、
インターネットで様々な行
政情報を24時間いつで
も、瞬時に入手可能

行政手続のオンライン化、
ワンストップサービス化の推進

- ・ 電子申請・申告、電子納税、電子入・開札
- ・ 複数機関にまたがる手続の一括申請
- ・ 公民館やスポーツ施設の予約 など

国民の利便性の向上

自宅や事務所などから24時間
いつでも行政手続がインター
ネットで利用可能

行政内部の電子化の推進

行政運営の効率化・高度化

寄付金控除（所得税）

現行制度の概要

特定寄付金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

（特定寄付金）

- ① 国又は地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金
- ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄付金
- ⑤ 政治活動に関する寄付金（特定の政治献金）

$$\text{寄付金控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄付金の合計額} \\ \text{（総所得の} \underline{\underline{30\% \text{相当額}}} \text{が限度）} \end{array} \right] - 5\text{千円}$$

控除額の拡大

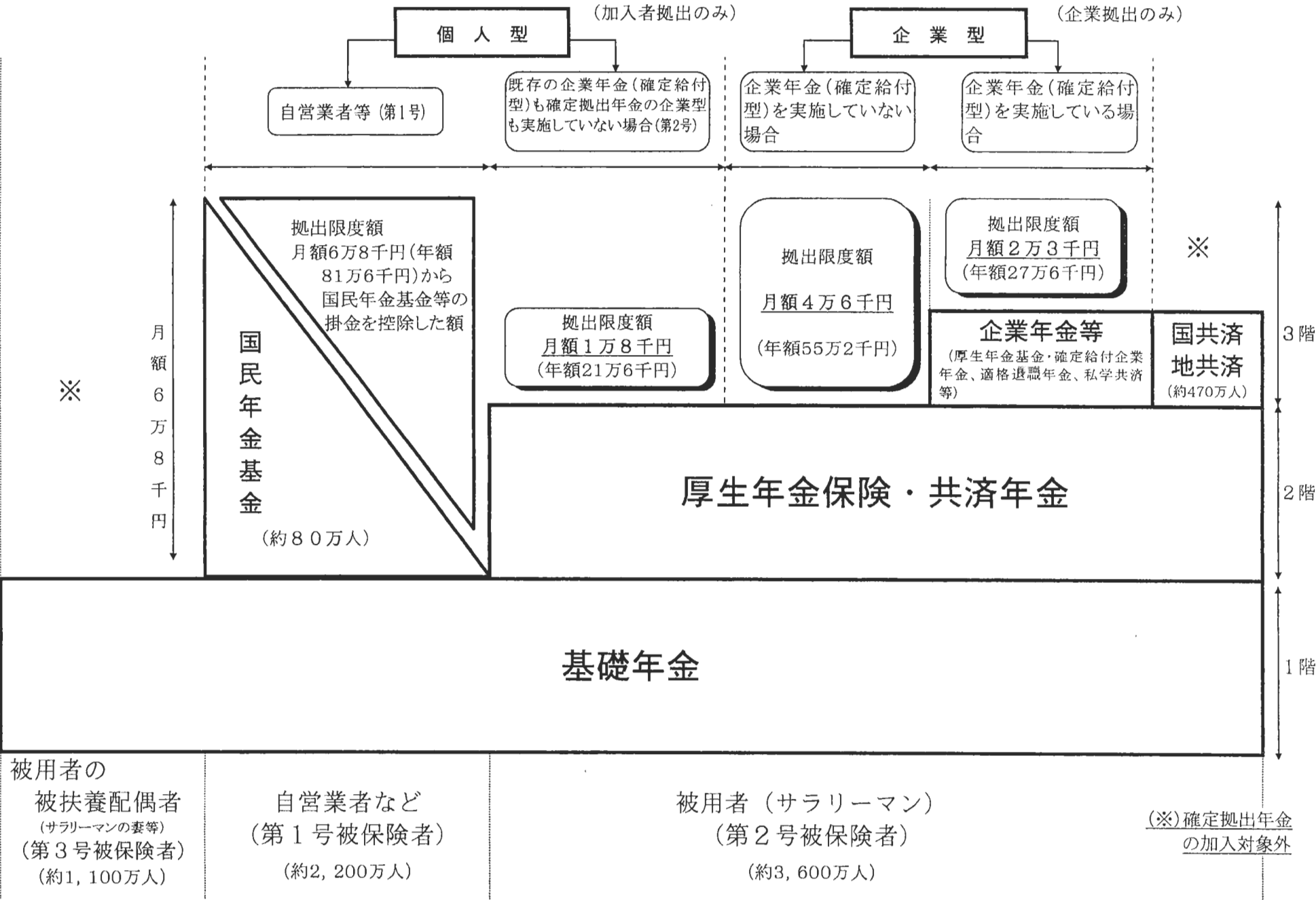
25%→30%に引上げ

17年度改正

1万円→5千円に引下げ

18年度改正

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



公的年金等に係る課税の仕組み

… 16年度改正

拠出時

掛金(所得控除)

社会保険料控除等

給付時

年金収入

〔①+②〕又は③の大きい額

① 定額控除	【平成16年分】	【平成17年分～】
65歳以上の者	100万円	⇒ 50万円
65歳未満の者	50万円	

② 定率控除
(定額控除後の年金収入)

360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
720万円を超える部分	5%

③ 最低保障額	【平成16年分】	【平成17年分～】
65歳以上の者	140万円	⇒ 70万円
65歳未満の者	70万円	

65歳以上の者
老年者特別加算
+ 50万円

公的年金等控除

老年者控除

【平成16年分】	【平成17年分～】
50万円	廃止

(個人住民税は48万円)

(65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の者)

その他の所得控除

基礎控除	38万円(個人住民税は33万円)
配偶者控除	38万円(")
社会保険料控除等	

税額計算

※ 個人住民税については、公的年金等控除の見直し、
老年者控除の廃止とともに、平成18年度分から適用。